遺族厚生年金　－支給される－	
支給要件（短期要件）	①被保険者が死亡したとき ②被保険者資格喪失後、被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から起算して5年経過する前に死亡したとき ※①・②に該当する場合は、死亡日の前日における保険料納付要件を満たしていること ③障害等級1・2級の受給権者が死亡したとき （国年にはない制度）
支給要件（長期要件）	④老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上である者に限る）又は保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上である者 ※死亡した被保険者が、短期要件と長期要件どちらも満たすときは、その遺族が別段の申し出をしない限り、短期要件を選択したとみなされる ※離婚時みなし被保険者期間を有する者及び被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者も含まれる
保険料納付要件	①死亡日の前日において、死亡日の月の前々月までに被保険者期間があるときは、保険料納付済期間＋保険料免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること ②死亡日がR18.4.1前にあるときは、死亡日の前日において、死亡日の月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がないとき （ただし、死亡日において65歳以上の者には支給されない）
遺族の範囲	
遺族の範囲	・配偶者・子・父母・孫・祖父母 （兄弟姉妹は含まれない）であって、被保険者と生計維持関係がある者 ・妻以外の者は、年齢・障害状態に関する要件がある 子・孫・・・18歳年度末＋婚姻していない or 20歳未満で障害等級1・2級＋婚姻していない 夫・父母・祖父母・・・被保険者の死亡当時、55歳以上であること （労災では障害もOKしてるが．．．） ・先順位者のみが権利を持っている （ 労災の転給制度みたいなものはない ） ・H8.4.1前に死亡した者の夫・父母・祖父母については、55歳未満であっても、障害等級1・2級であれば、要件に該当していることとされる ・死亡当時、胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、その子は、被保険者の死亡当時、生計を維持していた子とみなされる
遺族厚生年金の額	
短期要件	・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数（300に満たないときは、300とする）×3/4 ※H15.4.1前の被保険者期間は、7.125/1000として計算する ※配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合、受給権者が2人以上であるときは、受給権者ごとに計算した額を受給権者の数で除して得た額となる
長期要件	・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数（実際の被保険者期間を用いる）×3/4 ※H15.4.1前の被保険者期間は、7.125/1000として計算する ※配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合、受給権者が2人以上であるときは、受給権者ごとに計算した額を受給権者の数で除して得た額となる ※S21.4.1以前生まれの者の乗率の読替えあり
老齢厚年等の受給権を有する65歳以上の配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したときの遺族厚生年金の額	・次の①・②のいずれか多い額 ①原則の額（上記の短期要件又は長期要件に相当する額） ②（原則の額×2/3）＋（受給権者の老齢厚年等の合計額－政令で定める額）×1/2 ・遺族厚生年金の受給権者が、遺族厚生年金と遺族基礎年金の支給を受けるときは、①の原則の額となる
年金額の改定	①配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金額が改定される ②遺族厚生年金（配偶者に対するものに限る）の受給権者が老齢厚生年金等の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金額が改定される ③遺族厚生年金（配偶者に対するものに限る）の受給権者の老齢厚生年金等が退職時改定等により改定されたときは、当該年金等の額が改定された月から、年金額が改定される
中高齢寡婦加算	
加算要件	・次の①・②のいずれかに該当する妻が受給する遺族厚生年金には、その妻が65歳未満である間、中高齢の寡婦加算が行われる ①夫の死亡当時、40～65歳未満であったこと ②夫の死亡当時、夫により生計を維持し、40歳（妻が）到達時に、子（18歳年度末まで or 20歳までの障害等級1・2級 and 婚姻していない）と生計を同じくしていたこと （ 妻が40歳のときに遺族基礎年金をもらっているかどうか ） ・夫が長期要件の場合は、被保険者期間の月数が240以上でなければならない
中高齢寡婦加算の額	・遺族基礎年金の額×3/4 ※国年法による遺族基礎年金を受けることができるときは、その間、中高齢寡婦加算は支給停止される

SAMPLE

<table>
<tr><th colspan="2">経過的寡婦加算</th></tr>
<tr><td>加算要件</td><td>・次の①・②に該当する妻が65歳に達したとき（又は該当する妻が65歳以上であったとき）は、遺族厚生年金の額に経過的寡婦加算が行われる
①中高齢寡婦加算が加算された遺族厚生年金の受給権者であること
②S31.4.1以前に生まれた者 （新法発足時30歳以上の妻）であること</td></tr>
<tr><td>経過的加算の額</td><td>・中高齢寡婦加算額 － 老齢基礎年金の満額 × 妻の生年月日に応じた数
※妻の生年月日が、昭和30年4月2日～昭和31年4月1日の場合、348/480となる
※国年法による障害基礎年金（又は旧国年法による障害年金）の受給権を有するとき又は遺族基礎年金を受けることができるときは、その間、支給停止される</td></tr>
<tr><th colspan="2">加算の特例</th></tr>
<tr><td>内容</td><td>・被保険者の死亡当時、子と生計を同じくしていた配偶者又は子が、遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族基礎年金及び子の加算額の規定により計算した額を加算した額とされる
※中高齢寡婦加算または経過的寡婦加算は、加算特例の対象期間、支給停止される</td></tr>
<tr><th colspan="2">遺族厚生年金の支給停止</th></tr>
<tr><td>すべての者に共通の支給停止</td><td>①労基法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間、その支給が停止される
②短期要件により支給される遺族厚年は、他の被用者年金各法による遺族共済年金であって政令で定めるものを受けることができるときは、その間、支給が停止される
③長期要件により支給される遺族厚年は、他の被用者年金各法による遺族共済年金であって政令で定めるものを受けることができるときは、支給されない
<table>
<tr><td></td><td>遺族共済年金（短期要件）</td><td>遺族共済年金（長期要件）</td></tr>
<tr><td>遺族厚生年金（短期要件）</td><td>選択受給</td><td>選択受給</td></tr>
<tr><td>遺族厚生年金（長期要件）</td><td>遺族共済年金</td><td>併給</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>老齢厚年等の受給権を有する場合の支給停止</td><td>・遺族厚生年金（その受給権者が65歳に達しているものに限る）は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受給権を有するときは、老齢厚生年金等の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分の支給が停止される</td></tr>
<tr><td>夫・父母・祖父母に対する支給停止</td><td>・60歳に達するまでの期間、支給停止される
（ 受給権者の死亡当時、55歳以上であれば、受給権を認めるが、実際の支給は60歳からになるということ＝労災の若年者支給停止と同じ ）
・夫については、国年法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、支給停止されない。</td></tr>
<tr><td>子に対する支給停止</td><td>・配偶者が遺族厚生年金の受給権を有するとき（配偶者が支給停止されているときを除く）は、その間、支給が停止される</td></tr>
<tr><td>配偶者に対する支給停止</td><td>・配偶者が国年法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって、子が遺族基礎年金の受給権を有するとき（子が支給停止されているときを除く）は、その間、支給が停止される</td></tr>
<tr><td>行方不明による支給停止</td><td>①配偶者又は子の所在が1年以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、所在が明らかでなくなったときにさかのぼって支給停止される
②配偶者以外の者の遺族厚生年金の受給権者が2人以上である場合、受給権者のうち1人以上の者の所在が1年以上明らかでないときは、その者に対する遺族厚生年金は、他の受給権者の申請によって、所在が明らかでなくなったときにさかのぼって支給停止される</td></tr>
<tr><th colspan="2">遺族厚生年金の失権</th></tr>
<tr><td>すべての者に共通の失権事由</td><td>①死亡したとき
②婚姻したとき（届出してないが、事実上の婚姻関係も含む）
③直系血族及び直系姻族以外の養子となったとき（届出してないが、事実上の養子縁組関係も含む）
④離縁によって、死亡した被保険者との親族関係が終了したとき</td></tr>
<tr><td>妻の失権事由</td><td>・次の①又は②のいずれかに該当したときは消滅する
①遺族厚生年金の受給権を取得した当時、30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しないとき
→ 遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したとき
②遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30歳に到達する日前に遺族基礎年金の受給権が消滅したとき
→ 遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したとき</td></tr>
<tr><td>子・孫の失権事由</td><td>①18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級1・2級に該当するときを除く
②障害等級1・2級にある子について、その事情がやんだとき。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは除く
③20歳に達したとき</td></tr>
<tr><td>父母、孫、祖父母の失権事由</td><td>・被保険者の死亡当時、胎児であった子が出産したとき</td></tr>
</table>

SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE